

「大学、短期大学、専修学校及び各種学校の加盟チームの加盟登録に関する内規」

大学、短期大学、専修学校及び各種学校の在学学生をもって構成する加盟チームの加盟登録については、当面、次のとおりとする。

- 1、大学、短期大学、専修学校及び各種学校の在学学生をもって構成する加盟チームの加盟登録を認める。
- 2、加盟チームの種別は登録規程第3条第1項の規定に基づく会社登録チームとみなす。
- 3、競技者（選手）については、登録規程第6条、第12条第3項第2号及び第14条第5項の規定を準用する。
- 4、外国人の競技者（選手）については、登録規程第11条第1項及び第2項を準用する。

附 則

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。